

V 環境廃棄物対策課

1. 廃棄物適正処理対策

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）の改正による規制の強化や各種リサイクル法の施行に伴い、全国的に大規模な不法投棄が減少しているものの依然として小規模な不法投棄等の不適正処理が頻発しており、不適正処理の撲滅には至っていない状況にあり、管内においても同様の状況である。

当センターでは、廃棄物の不適正処理防止対策の強化を図るため廃棄物処理法に基づき廃棄物関係施設や事業者への立入検査、廃棄物不法投棄等監視パトロールや不法投棄された廃棄物の撤去事業等を実施し、産業廃棄物の不適正処理の撲滅に努めている。

（１）一般廃棄物処理施設の状況

一般廃棄物は、市町が策定した処理計画に基づき処理されている。

敦賀市では、単独で、ごみ焼却施設、埋立処分施設を設置しており、また、美浜町および若狭町（旧三方町区域）では、美浜・三方環境衛生組合が、し尿処理施設、ガス化熔融処理施設、生ごみ等の堆肥化施設、埋立処分施設を設置して処理を行っている。

（２）産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可の状況

処理業者のうち収集運搬業者は増加傾向にあり、処分業者は変化していない。

また、産業廃棄物収集運搬業者については、県外業者が7割以上占めている。

これは、産業廃棄物が広域的に処理されていることや管内には、大規模に燃え殻等をリサイクルする業者や廃液から金属を回収する業者があり、県外からもこれらの産業廃棄物を受入れているためと考えられ、これに伴い福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱に基づく県外産業廃棄物搬入協議の件数も多くなっている。

（３）産業廃棄物処理施設の状況

平成26年度は、焼却施設2施設（種別許可8施設）が焼却炉の老朽化等により廃止され、また、改善命令不履行により最終処分場1施設の許可を取り消した。

（４）廃棄物不法投棄等防止対策

平日、休日や夜間において監視パトロールを実施し、監視資器材（監視カメラ）を有効活用するとともに県関係機関、市町（平成15年度からは立入検査権を有する県職員に市町職員を併任）、警察等と連携を密にして監視の充実・強化を図っている。

また、地元団体、関係行政機関や警察等からなる『二州地区廃棄物不法処理防止連絡協議会』を定例的に開催し、関係機関による監視パトロール、住民による廃棄物の撤去活動の支援および不法投棄等防止啓発強調月間（12月）における普及啓発等を実施している。

（５）廃棄物不適正処理の対応状況等

住民からの通報や廃棄物不法投棄防止等監視パトロール等により発見した廃棄物不適正処理事案に対しては、行為者等を特定し行政指導（指導票・勧告書の交付）や行政処分等により厳正に対応している。

(6) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の届出状況等

PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年、その保管および処分に係る状況の届出とPCB廃棄物を平成39年3月31日までに処分することがPCB特措法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）で義務づけられている。

福井県内の高濃度PCB廃棄物は、平成20年度からJESCO（日本環境安全事業株式会社）北海道事業所において処理が開始され、管内の保管事業者も順次、処理を委託している。

また、低濃度PCB廃棄物は、無害化処理認定施設や微量PCB汚染廃家電機器等の処分業許可を受けた業者で処理されている。

(7) 自動車リサイクル法に基づく登録・許可

使用済自動車（廃車）から出る有用資源をリサイクルして環境問題への対応を図るため、自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）に基づきフロン類、エアバッグ、シュレッターダスト（自動車等破砕物）について、自動車メーカー等がリサイクルしなければならない。

また、業として使用済自動車からのフロン類の回収や解体等を行う事業者は、同法により登録・許可を受けなければならない。

(8) 敦賀市民間最終処分場に関する対応

敦賀市民間最終処分場（管理型）に係る生活環境保全上の支障を除去するため、必要な調査や対策の検討を行い、平成18年3月、特定支障除去等実施計画を取りまとめて環境省へ提出し、産廃特措法（特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法）の適用をうけることとなった。

このため、平成18年5月に当該事業者および役員に対し、抜本的な漏水防止、浄化対策を講じるよう求める措置命令を発出し、同年7月、行政代執行により事業者によって県と敦賀市が対策を実施しており、平成25年3月に抜本対策工事が完了した。

また、平成25年3月、環境省から特定支障除去等実施計画の変更同意を受け、平成34年度までの産廃特措法の適用が認められたことから、引き続き、場内の保有水、浸透水の浄化を進めるため、水処理、浄化促進対策事業を実施している。

また、周辺環境への影響を監視するため、河川、地下水等の水質モニタリングを継続的に実施している。

2. 環境保全対策

大気環境や公共用水域等の水環境を保全するため、公害関係法令の届出工場・事業場への定期的な立入検査による施設の維持管理等の指導や特定建築材料（石綿を含有する吹付け材など）を使用する建築物等の解体・補修作業（特定粉じん排出等作業）現場等への監視を強化している。

工場・事業場からのばい煙や排出水を検査し、排出状況を監視するとともに地下水質等の環境調査を毎年実施し、環境汚染の実態把握に努めている。

（１）公害関係法令届出工場・事業場

「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」、「福井県公害防止条例」により規制対象施設を有する工場・事業所に対して各種の届出が義務付けられており、また、ばい煙、排出水等について規制基準が設けられている。

（２）公害関係法令に基づく立入検査・行政検査

「大気汚染防止法」に基づくばい煙発生施設、粉じん発生施設および特定粉じん排出等作業現場、「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場に対する立入検査を実施している。また、ばい煙発生施設の煙道や特定事業場の排水の行政検査を実施しており、排出基準に不適合となった施設の事業者に対し、文書で指導するなど厳正に対応している。

（３）公害苦情の対応

公害苦情に対し、市町と連携し、苦情者や事業者等からの聞き取り、現地調査を実施するなど対応している。

（４）大気汚染の監視

県では、硫黄酸化物、窒素酸化物、光化学オキシダント等の大気汚染物質について、テレメータシステムによる常時監視を実施しており、平成25年3月から新たにPM2.5（微小粒子状物質）の常時監視を実施している。

当センター管内では一般測定局3か所、自動車排出ガス測定局1か所で監視している。

平成25年1月に中国のPM2.5による大気汚染の問題が発生したことから、我が国においても暫定的な指針となる値が示され、これに基づきPM2.5が高濃度になった場合には、健康被害防止のため、福井県内全域に不要不急な外出や屋外での長時間の激しい運動をできる限り控えたり、屋内の換気や窓の開閉を必要最小限にする等の注意喚起を行うこととされており、平成26年2月26日、この値を超えたため注意喚起を行った。

（５）水質の監視

県では、当センター管内において公共用水域の水質を河川7地点、湖沼10地点、海域11地点で測定している。

また、当センターでは、地下水の概況調査や過去に汚染物質が検出された3地区、6地点での継続監視調査等を実施し地下水質の状況を把握している。

公共水域における魚類のへい死や油流出等の水質異常時には、調査を実施し原因究明を行なっている。

(6) ダイオキシン類の監視

県では、環境中のダイオキシン類について、選定地点を定め大気、地下水、土壌の測定を実施している。

(7) フロン類充填回収業者の登録

オゾン層の保護および地球温暖化防止の観点から、フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）に基づき、業務用エアコン、冷蔵・冷凍機器を廃棄する場合、冷媒用フロンの回収が義務付けられている。

また、業としてフロン類の充填回収を行う事業者は、同法により登録を受けなければならないとされている。

3. 各種データ（データは管内（敦賀市、美浜町、若狭町の一部（旧三方町）の合算数））

1. 廃棄物適正処理対策

- (1) 一般廃棄物処理施設
- (2) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可の状況
- (3) 産業廃棄物処理施設の状況
- (4) 廃棄物不法投棄等監視パトロールの実施回数
- (5) 不法投棄された廃棄物の撤去活動
- (6) 廃棄物不適正処理の対応件数
- (7) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の届出状況
- (8) 自動車リサイクル法に基づく登録・許可

2. 環境保全対策

- (1) 公害関係法令届出工場・事業場数
- (2) 公害関係法令に基づく立入検査・行政検査件数
 - ・大気関係
 - ・水質関係
- (3) 公害苦情対応件数
- (4) 水質の汚濁状況の監視
 - ・地下水質
 - ・水質異常時調査
- (5) ダイオキシン類監視（回数は年間回数）
- (6) フロン類回収業者の登録

1. 廃棄物適正処理対策

(1) 一般廃棄物処理施設

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数
し尿処理施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ごみ処理施設 (民間)	7 (1)	7 (1)	7 (1)	7 (1)	6 (-)	6 (-)	6 (-)	6 (-)	6 (-)	6 (-)
埋立処分施設	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
合 計	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12

(2) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可の状況

		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数
産業廃棄物	収運業	317	58	322	65	337	27	346	25	345	25
	処分業	12	47	12	48	12	52	12	52	13	52
特別管理 産業廃棄物	収運業	51	7	54	3	60	2	56	2	61	3
	処分業	2	9	2	10	2	13	2	26	1	7
合 計		382	121	390	126	411	94	416	105	420	87

(3) 産業廃棄物処理施設の状況

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
廃プラスチック類 焼却施設	4	12	3	12	3	20	3	35	1	2
汚泥焼却施設	3	7	3	12	3	20	3	35	1	2
廃油焼却施設	3	4	2	10	2	17	2	33	-	-
木くず又はがれき類 の破砕施設	7	10	7	6	7	21	7	4	7	12
廃プラスチック類の 破砕施設	1	3	1	2	1	4	1	1	1	4
産業廃棄物の 焼却施設	3	12	3	12	3	20	3	35	1	2
最終処分場	3	35	3	28	3	28	3	31	2	18
合 計	24	83	22	82	22	130	22	174	13	40

(4) 廃棄物不法投棄等監視パトロールの実施回数

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	回数	内民間	回数	内民間	回数	内民間	回数	内民間	回数	内民間
休日	104	82	120	98	77	54	48	24	48	24
夜間	153	148	126	121	98	72	18	12	18	12

(5) 不法投棄された廃棄物の撤去活動

年度	日付	場所	撤去物
平成22年度	8月21日	敦賀市内	一般廃棄物 タイヤ 廃家電 金属くず
平成23年度	5月14日	敦賀市内	一般廃棄物 タイヤ 廃家電 金属くず 木くず
平成24年度	実績なし		
平成25年度	11月16日	美浜町内	一般廃棄物 タイヤ 廃家電 金属くず 木くず
平成26年度	10月25日	敦賀市内	木くず 金属くず 廃プラ類 廃家電 蛍光灯

(6) 廃棄物不適正処理の対応件数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
不法投棄	2	2	2	-	2
焼却禁止違反	3	2	-	1	3
処理基準違反	2	7	3	3	4
保管基準違反	-	5	-	-	-
その他の違反	14	9	1	9	1
合計	21	25	6	13	10

(7) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の届出状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
届出数	45	53	58	59	57

2. 環境保全対策

(1) 公害関係法令届出工場・事業場数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
大気汚染防止法ばい煙発生施設	78	77	77	78	76
大気汚染防止法粉じん発生施設	22	23	20	19	18
水質汚濁防止法特定施設	471	469	458	439	440
ダイオキシン類対策特別措置法特定施設	18	15	14	11	11
公害防止管理者選任工場	23	23	21	22	22
福井県公害防止条例特定工場	11	11	12	12	12
福井県公害防止条例特定施設	8	8	8	7	7

(2) 公害関係法令に基づく立入検査・行政検査件数

① 大気関係

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ばい煙発生施設立入調査	24	24	22	26	26
煙道行政検査	4	4	3	4	3
粉じん発生施設立入検査	11	11	10	7	7
特定粉じん排出等作業現場立入調査	24	30	9	18	16

② 水質関係

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定事業場立入調査	53	47	63	63	56
排水行政検査	22	25	24	11	19
() 不適合	(1)	(1)	(-)	(-)	(-)

(3) 公害苦情対応件数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
大気関係	2	7	4	3	4
水質関係	2	16	3	6	7
騒音振動	2	-	-	1	-
悪臭	3	2	3	3	3
不法投棄	-	2	4	6	2
合計	9	27	14	19	16

(4) 水質の汚濁状況の監視

① 地下水質 (回数 は 年間回数)

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	地点数	回数	地点数	回数	地点数	回数	地点数	地点数	地点数	回数
概 況 調 査	7	1	6	1	7	1	7	1	6	1
継 続 監 視 調 査	6	2	6	2	6	2	6	2	6	2

② 水質異常時調査 (件数)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
油 流 出 ・ 魚 へ い 死 等	7	10	14	11	12

(5) ダイオキシン類監視 (回数 は 年間回数)

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	地点数	回数	地点数	回数	地点数	地点数	地点数	回数	地点数	回数
大 気	1	4	1	4	1	4	2	4	2	4
土 壌	4	1	-	-	-	-	2	1	2	1
地 下 水	4	1	2	1	5	1	4	1	1	1
排 出 ガ ス	4	1	3	1	2	1	3	1	1	1
排 出 水	1	1	-	-	1	1	1	1	-	-

(6) フロン類 充填回収業者の登録

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 1 類フロン類回収業者	45	45	39	38	41

※業務用エアコン、冷蔵・冷凍機器から冷媒フロン類を回収する事業者

(7) 自動車リサイクル法に基づく登録・許可

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
引 取 業 者	55	55	54	52	52
フロン類回収業者	24	23	22	20	20
解 体 業 者	5	5	4	4	3

※引取業者：使用済み自動車を引取り、フロン回収業者または解体業者に引渡す事業者

※回収業者：使用済み自動車のカーエアコンからフロン類を回収する事業者

※解体業者：使用済み自動車を解体し、エアバック類を自動車製造業者等に、廃車ガラを破砕業者に引き渡す事業者

